

上水汚泥収集運搬業務委託 仕様書

1. 業務内容

本業務の内容は、奈良県広域水道企業団 桜井事務所 外山浄水場（桜井市外山 5 1 番地）で発生した上水汚泥を大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地（堺市西区築港新町 4 丁 4 番）へ収集運搬する業務とする。

2. 産業廃棄物（上水汚泥）の内容

発生行程は、浄水処理で発生した脱水汚泥

性状は、ケーキ状（固形状）で、含水率は約 65 ～ 70 %

3. 委託期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

4. 予定運搬量

委託期間内搬出量 約 50 t

（令和 6 年度実績より算出、天候等により変動するものとする。）

1 回当り搬出量平均 8.2 t/回

搬出頻度 搬出汚泥量（約 8 t）に達したとき。夏季は、月 1 回程度

5. 提出書類

(1) 契約時（落札後）に提出する書類

○産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可書の写し

（奈良県知事と大阪府知事または堺市長の許可）

○運搬車両明細

○運搬車両の自動車検査証の写し（2 台分）

○空車計量票（ダンプ車登録台数分 大阪湾広域臨海環境整備センター 発行）

○その他、委託者が求める書類

(2) 運搬完了時に提出する書類

○産業廃棄物管理票 《B 2 票》

○大阪湾広域臨海環境整備センターの受入伝票（排出者用）

6. 運搬車両・業務手順

(1) 運搬車両

○1 回の積載量が 8 t 以上のダンプ車・コンテナ車（観音開き・片開き・両開き等の基地への搬入が出来ないものは不可）でダンピングでき、3.50 m の高さにあるホッパーに対応できる車両。

○使用する車両は、産業廃棄物収集運搬業の申請及び届出がある車両とし、契約期間を通して大阪湾広域臨海環境整備センターに2台登録ができること。

○使用する車両は、ダンプ車については、登録前に大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地にて空車重量計量を行うこと。コンテナ車は毎回搬入時に2回計量方法とする。

(参照 HP)「大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾フェニックスセンターHP>廃棄物の受入>搬入について」

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/acceptance-of-waste/bring-in>

(2) 上水汚泥の積込

○原則として脱水汚泥が浄水場貯留ホッパーに運搬使用車輛の積載量（8 t）に達した時点で行うものとする。（年末および年度末は、この限りでない）

○本業務の積込は、桜井事務所の業務日とする。また、降雪・荒天時等は、業務を延期することがある。

○積込みの際に浄水場勤務者が立会し、貯留ホッパーの開閉操作は浄水場勤務者が行う。また、受託者は、積み込みの状態を確認し、積荷の片寄等が発生した場合は解消するよう努めなければならない。

○積載終了時には、浄水場勤務者より産業廃棄物管理票用紙(マニフェスト)を受け取るものとする。

○積載物の落下及び飛散防止の為に、密閉構造又は、全面シートカバー等で覆蓋すること。

(3) 運搬、基地（堺事業所）への搬入

○道路交通法等関係法令を遵守し、安全運転に心掛ける事。

○有料道路利用料金等は受託者負担とする。

○運搬ルートは、下記ホームページを参照し、遵守すること。

○受託者は、大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地堺基地搬入要領を遵守すること。

(参照 HP)「大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪湾フェニックスセンター>廃棄物の受入>受入区域と搬入基地>受け入れ基地搬入ルール>堺基地」

<http://www.osakawan-center.or.jp/images/pdf/kichi/sakai201704.pdf>

7. 業務留意事項

(1) 受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守すること。

(2) 産業廃棄物管理表用紙（マニフェスト）は、受託者が負担し用意すること。

(3) 受託者は、本業務を他の者に委託してはならない。（再委託の禁止）ただし、委託期間中に収集運搬業務を他の者に委託する必要がある場合、受託者は、書面による委託者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集運搬業務を再委託する事ができる。この場合において、受託者は、委託者の要求があったときは、この再委託を受託者の

責任において解除しなければならない。

- (4) 搬出頻度は時節により変動し、委託期間搬出量も過去の実績より算出した量であるため変動するものとする。
- (5) 受託者は、事前に施設スペース、運搬経路等の現状を把握の上、業務を行うこと。
- (6) 本業務の収集運搬は、委託者が必要に応じて日時等を指示する。受託者は、その指示に従い業務を履行するものとする。
- (7) 業務中に発生した問題および事故等については、受託者の責任において処理すること。
- (8) 収集運搬料の支払い計算については、大阪湾広域臨海環境整備センターの廃棄物受入伝票計量数値により算出する。（1円未満は、切捨てとする。）
- (9) 委託料の請求は、業務月の翌月に1ヶ月ごとにて請求すること。
(年度末は、この限りでない。)